

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年11月22日
【会社名】	シャクリー・グローバル・グループ株式会社
【英訳名】	SHAKLEE GLOBAL GROUP, INC.
【代表者の役職氏名】	代表執行役 佐藤 彰展
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目 6 番 1 号
【電話番号】	(03)3340-3601
【事務連絡者氏名】	経理部長 樋口 浩司
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目 6 番 1 号
【電話番号】	(03)3340-3672
【事務連絡者氏名】	経理部長 樋口 浩司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

2019年11月22日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年11月22日

### (2) 当該決議事項の内容

#### 第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下を内容とする株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

#### 併合の割合

当社株式196,901株を1株に併合いたします。

#### 株式の併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

2019年12月25日

#### 効力発生日における発行可能株式総数

40株

#### 第2号議案 定款の一部変更の件

本株式併合に伴い、本株式併合の効力発生日である2019年12月25日に会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は40株となるところ、かかる点をより明確にするために、当該事項に関する現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は13株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社普通株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第8条（単元株式数）乃至第10条（単元未満株式の買増し）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成の割合
第1号議案	12,536	188	9	（注）1	可決（98.5%）
第2号議案	12,538	188	7	（注）1	可決（98.5%）

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2．賛成の割合の計算方法は、株主により行使された議決権の合計に対する、各議案に関して賛成の議決権の数の割合であります。

以 上